

# 八街市障がい者就労支援事業所の 指定管理者を募集します



**建築面積** 258・36㎡  
**施設内容** 作業室、食堂、事務室、相談室、会議室、休憩室、医務室

### 指定管理期間

平成24年4月1日～  
平成32年3月31日

### 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる印刷管内に事業所または事務所を有する社会福祉法人

### 募集要項などの配布

8月1日(月)～  
市役所福祉課

※募集要項などは、市のホームページにも掲載します

### 申請受付期間

8月8日～  
9月5日(必着)

### 指定管理者制度とは?

地方自治法の規定により、公共施設の管理を、民間法人やNPO法人など指定管理者に任せ、民間の専門性やノウハウを活用し、サービスの向上と効率的な管理運営を目指す制度です。  
応募先など詳しくは、市役所福祉課 ☎ 443-1649へ。

**施設概要**  
13 八街市東吉田729番地  
**場所**  
八街市障がい者就労支援事業所  
**構造**  
軽量鉄骨造平屋建

八街市障がい者就労支援事業所の指定管理者を募集します

## 特別児童扶養手当を「ご存じですか

20歳未満の次のような方を監護している方(父母または養育者)に支給されている手当です。

この手当は、所定の診断書と世帯の所得状況によって審査しますが、障害児(者)福祉施設に入所している場合には対象となりません。

また、この手当を現在受給されている方は、所得状況届を提出する必要がありません。必要書類や返信用封筒などは8月5日(金)に郵送しますので必ず期間内に提出してください。

●対象

- ・ 身体に障害のある方
- ・ 知的発達に遅れのある方
- ・ 精神に障害のある方
- ・ 慢性疾患・難病などで日常生活上、ある程度の介護の必要な方など

## 児童扶養手当現況届はお早めに

児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当現況届を提出する必要があります。

提出されない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなり、期間内に提出してください。

なお、受給されている方には8月1日までに届出用紙を郵送しますが、届かない場合は児童家庭課までご連絡ください。

提出期間  
8月1日～31日  
(土曜・日曜を除く)

## 特別障害者手当・

## 障害児福祉手当を「ご存じですか

### ○特別障害者手当

知的・精神または身体に、著しく重度の重複障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に支給しています。

### ○障害児福祉手当

知的・精神または身体に、重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児の方に支給しています。

## ひとり親家庭等医療費等助成

## 制度の届け出は毎年必要です

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方の助成期間の有効期限は7月31日までです。

引き続き、この助成制度の利用を希望される方は届け出が必要となりますので、期間内に提出してください。

届け出されない場合は、8月分からの助成制度を利用できませんのでご注意ください。

※この手当を受給されている方は、現況届書を提出する必要があります。必要書類や返信用封筒などは8月5日(金)に郵送しますので期間内に必ず提出してください。

なお、手当には一定の所得制限があります。

○提出期間  
8月11日～9月12日

○提出場所 市役所福祉課  
詳しくは市役所福祉課 ☎ 443-1649へ。

提出期間  
8月1日～31日  
(土曜・日曜を除く)

提出場所  
市役所児童家庭課

※この助成制度を利用されている方には、8月1日までに届出用紙を郵送しますが、届かない場合は児童家庭課までご連絡ください。  
詳しくは、市役所児童家庭課 ☎ 443-1693へ。

### お詫びと訂正

広報やちまた7月1日号の5ページ中、『地域イベント紹介』で紹介しました、文違区の間い合わせ先に誤りがありましたので、お詫

びして訂正します。

誤・森田庄三郎

☎ 443-5739

正・館形 篤

☎ 443-9661